

【中間株主資本等変動計算書】

(単位: 円)

	株主資本									評価・換算差額等					株式引 受権	新株予 約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株 式	株主資 本合計	その他証 券評価 差額金	繰延ヘ ッジ損 益	土地再 評価額 金	評価・換 算差額 等合計			
		資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	××× 積立 金	利益剰 余金合 計	利益剰 余金合 計									
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当中間期変動額																	
新株の発行	×××	×××		×××						×××						×××	
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××						△×××	
中間純利益								×××	×××		×××					×××	
自己株式の処分										×××	×××					×××	
・・・・・・・・																×××	
株主資本以外の項目 の当中間期変動額（純 額）											×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当中間期変動額合計	×××	×××	—	×××	×××	—	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当中間期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	

当中間会計期間（自 年 月 日 至 年 月 日）

（単位： 円）

	株主資本									評価・換算差額等					株式 引当金	新株予 約権	純資 産合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	利益剰余金			自己株 式株主 資本合 計	その他有 価証券 評価差 額金	繰延ヘ ッジ損 益	土地再 評価金	評価・換 算差額 等合計				
		資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計		繰越利 益剰余 金	繰越利 益剰余 金	繰越利 益剰余 金									
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当中間期変動額																	
新株の発行	×××	×××		×××						×××						×××	
剰余金の配当					×××		△××	△××		△××						△××	
中間純利益							×××	×××		×××						×××	
自己株式の処分									×××	×××						×××	
・・・・・・・・																×××	
株主資本以外の項目 の当中間期変動額（純 額）											×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当中間期変動額合計	×××	×××	—	×××	×××	—	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当中間期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	

- （記載上の注意）
1. 変動事由及び金額の記載は、概ね中間貸借対照表における記載の順序によること。
 2. 株主資本以外の科目については、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
 3. その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
 4. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
 5. 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
 6. 遡及適用及び修正再表示（以下6.において「遡及適用等」という。）を行つた場合には、前中間会計期間の期首残高に対する累積的影響額及び遡及適用等の後の期首残高を区分表示すること。
 7. 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当中間会計期間の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示すること。
 8. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。